

火災を発見した場合の措置	火災報知器が発報した場合の措置
<p>① 通報連絡 大声で火事であることを周囲（出火階・直上階）に知らせる。 ・地下が出火の場合は地下全域と1階にも知らせる。</p> <p>② 非常ベル（火災報知機）を強く押す。もしくは、非常電話を使用する。</p> <p>③ 防災センター（短縮111番 短縮112番）と消防庁119番に通報する。 （※本部／女性生涯教育、看護学部、先端生命医科学からは、短縮5111番）</p> <p>④ 夜間・休日等においては管理当直者（日直・夜勤師長 内線35162， PHS 28972）に連絡する。</p>	<p>① <u>非常放送等を聞いた職員は、火災が疑わしい場合、（自ら119番通報し）防災センターに連絡し、指示を待つ。</u></p> <p>② 現場に所在する者全員で分担し、真火災であるか誤報であるかを確認する。</p> <p>③ 現場確認にあたっては、煙が見えない場合であっても、安易に「火災ではない」と判断することなく、機械室、ダクトスペース等の隠れた部分を見落とさないようにする</p> <p>④ 現場確認者は、結果を防災センターに通報する。</p> <p>※ 真火災であった場合の措置は、以下のとおり。</p>
<p>⑤ 初期消火 現場に所在する者は、消火器・屋内消火栓等により消火活動を行う。（漸次、自衛消防隊・警備員・保安課員が増強）</p> <p>⑥ 避難誘導 出火階と直上階の患者（在所者）を優先的にする。階段を利用して、1階の一時避難場所に誘導する。エレベーターは使わないこと。 また水平移動が可能であれば、別棟へ誘導する。 （例：中央病棟⇄東病棟）<u>逃げ遅れた者がいないかを確認後、延焼を防止する為、最後に必ず防火戸を手動で閉めて退避する。</u></p> <p>⑦ 消防署・防災センター等の指示 その後の措置については、消防署および防災センターの指示により活動する。</p>	

・**非常ベル（火災報知機）を押すと、初期消火に必要な3動作が同時に行われる。**

①**防災センター ベル鳴動**

②**建物全館（出火階・直上階のみ一部有）非常放送又はベル鳴動**

③**消火栓ポンプ 起動**

発報時の防災センター要員の対応

① 真火災であるか否かの確認

- 防災センターにおいて、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた場合は、直ちに管轄する警備員を現場に派遣させるとともに発報現場に電話連絡する。
- 防災センターに勤務員（保安課員）が複数所在している場合は、1名が無線機等を携行し、現場に急行し、真火災であるか否かを確認する。

② 真火災であった場合の措置

- 真火災であった場合は、直ちに（外線“0”発信後）119番通報するとともに防火管理者に報告する。
- 火災の状況によっては、非常放送設備により避難等の必要事項を放送する。
- 『火災、大規模災害発生時の緊急連絡網』により大学、病院関係者に報告する。

<参考> 非常ベル（火災報知機） 非常電話 消火器 屋内消火栓



（第1病棟）



（中央病棟・東病棟）

- ・ 非常ベル（火災報知機）
- ・ 非常電話
- ・ 消火器
- ・ 消火用散水栓

- ・ 非常ベル
（消火栓ポンプ起動専用ボタン）
- ・ 非常電話
- ・ 屋内消火栓（1号消火栓）